

<児童館使用料>

(単位：円)

区分		現行	改定後	
遊戯室	午前	午前9時から 正午まで	450	460
	午後	正午から 午後5時まで	750	770
	夜間	午後5時から 午後10時※	1,050	1,070
	1日	午前9時から 午後10時まで※	1,800	1,840
集会室	午前	午前9時から 正午まで	150	160
	午後	正午から 午後5時まで	300	310
	夜間	午後5時から 午後10時※	450	460
	1日	午前9時から 午後10時まで※	750	770
図書室	午前	午前9時から 正午まで	300	310
	午後	正午から 午後5時まで	450	460
	夜間	午後5時から 午後10時※	750	770
	1日	午前9時から 午後10時まで※	1,200	1,230

※ 10月1日から翌年3月31日までは午後9時までとなります。

お問い合わせ：教育委員会子育て支援課

電話番号：42-1808